

## 委員会議事録

### 1 教育委員会関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第85号 光市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

説 明：弘文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

勤労青少年ホーム条例を廃止することに異を唱えるわけではありませんが、廃止をして、この建物をどうするのかというのをちょっとお尋ねをしておきたいと思います。行政財産のままで当面は置かれるのかどうか、それから、どの程度の期間を考えておられるのか。地元の自治会にとっては、ほかに代替施設がないものですから、できるだけ長く使用させていただきたいという思いもあります。それから、利用者の中にもそういった思いのある方もあるんだと思います。そうは言いながら、維持管理に大変な金額がかかるかもわかりませんので、電気とか、水とか、そういったものはなくてもやろうとか、何かそういうふうな今後の利用形態についてのちょっとお話をさせていただければと思いますが。

##### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまの件につきましてお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、今年度末の廃止をめどに諸準備を進めておりますが、利用団体や地元自治会に対しまして説明会を開催いたしているところでございます。その際、各団体におきましては、おおむね御理解をいただいております、一部の団体におかれましては、今後の利用について、ほかの施設を検討いただいているところもございました。

勤労青少年ホームの事業への御理解は、自治会あるいは団体につきましてもいただいておりますが、廃止後につきましては、例えば、人形劇団等におきましては、備品の置き場でありますとか、練習会場の確保について御相談をいただいたところでございますが、備品を置く倉庫としての利用については、廃止後も教育委員会が保有する財産として管理するということとなりますので、解体等の方向性が決定するまでは了承する方向で検討しておりますが、定期的な練習場所については、ほかの施設を御紹介し、対応を依頼しているところでございます。

また、教育委員会におきましては、基本的には、廃止後、速やかな解体というところを考えております。事故等を防止するという観点からもそういったことも考えておりますので、基本的には、できるだけ早急に解体というふうに御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○河村委員

できるだけ早く、わからんでもないんですが、地元の自治会にとっては唯一の建物になりますので、当初から1年、あるいは2年程度余裕を見ていただきたいというお話をさしていただいたと思うんですが、何かそういうふうな返答もいただいておったように思いますが、早急にというのは1年以内、まあ29年度にでも廃止をしよう、解体しようというお話なんですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

当然解体等には予算措置等も伴いますことから、いろいろ総合的に勘案いたしまして決定することになるかというふうに思います。したがって、1年、2年でというふうな明確に提示できないというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第75号 平成28年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明： 太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

じゃあ、済いません。27ページの、先ほどの勤労青少年ホームの件ですけど、少し理解を深めるために、今後のそういうマネジメントの件からも、国県支出金精算返納金の内容についてもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。内容ですね。金額内容。それと、あわせて今後の維持管理費、維持更新費との兼ね合いもあったわけですけども、もしこれを維持し続けるとすると、年間幾らかかってというふうな、そういう対比をちょっとお聞きできれば、より理解ができると思いますのでお願いいたします。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまの今回補正予算として計上しております内容につきまして御説明をいたします。

今回返納する金額は、平成21年に行いました勤労青少年ホームの屋上防水工事514万5,000円のうち、国からの補助金で賄っておりました488万円が7年間のみ経過しておりますことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、国との協議

を行い、耐用年数50年のうち経過年数を除した43年分419万7,000円を返納するため、補正するものでございます。

なお、勤労青少年ホーム廃止までに、今回支払わない場合の経費ということで、今後、毎年どのぐらい経費がかかっているかというところでございますが、おおむねでございますが、毎年220万円程度トータルで支出しておるところでございます。したがって、支払った上で、できるだけ早く返納していくほうがベターであるという判断のもとで、今回補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○森重委員

よくわかりました。現在行われております公共施設マネジメント等を……。え、違う。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

濟いけません。先ほどちょっと誤って表現してしまいました。国からの補助金で賄っておりました金額は488万円でございますので、御訂正のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○蔵下教育部長

この勤労青少年ホーム事業に関する予算でお話をさせていただきますと、平成28年度の当初予算で申しますと、428万円が管理運営事業費として計上されておりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

○森重委員

当初予算としては年間428万円、維持管理ってということで、今おっしゃった220万円というのは、じゃあ、濟いけません。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

失礼いたしました。220万円というのは、経常的にかかる経費だというふうに思っただけだと思います。光熱水費でありますとか、清掃費や委託料とか、そういった経常的にかかる部分はその金額というふうに思っただけだと思います。

以上でございます。

○森重委員

それでは、今回この条例を施行して、青少年ホームをなしにするということになるんですけど、そうすると、今後、自治会さん等とか人形劇団さんたちがその物置きに置いて使われる間は、今言われました経常経費の220万円が年間かかっていくということですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今回の廃止に伴いまして、電気、光熱水費部分については、基本的には休止する予定でございますので、経費としては、基本的には係るものはほぼございません。ただ、夜間照明等は残す必要があろうかと思えます。それから、周辺整備というものも今検討しておるところでございます。

以上でございます。

#### ○森重委員

わかりました。内容的なものはよくわかりましたので、今後行われますこういう公共施設マネジメント等のやはり利用実態と、それから、今後のそういう維持管理費が置いておけばどのようにかかるか、また、今後のやはり財政の問題もありますので、適切な処置であったというふうに理解をしております。内容的なものはよくわかりましたので、ありがとうございました。

#### ○河村委員

誤解があったらいけんでちょっとお話しますが、220万円とか、今420万円という維持費についての話がありましたが、例えば、今までにかかっていた経費というその話の捉まえ方で、今後、まあ今回一応廃止ということですが、廃止をしなくても継続をしても幾らかかるという、本来なら地元あるいは業者に説明をする必要があったと思うわけですが、そういう意味合いでのその金額ちゅうのは幾らだったです。必要最小限の水道、あるいは、電気代。あの青少年ホームについての維持費の中で掃除代金等が入っていましたので、そのことについてはもうやめるようにという話はもう従前からずっとあったわけですが、それを継続してきたのは、今、教育委員会、そのことを全く反省しちよらんというか、いや、ただ単にやめると、こういう話じゃないと思うんですが、今見込みのその経費については幾らじゃったかお答え願えますか。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

済いません。お待たせいたしました。このまま継続していくことにつきましては、今年度の予算で言えば457万円ぐらいになってくるところでございますので、若干前後するというふうには考えられますが、おおむねその程度の金額が今後も必要になってくるかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

見込み、例えば、青少年ホームを続けるにして、必要最小限の予算、今の掃除代金とか、そういうものは一切もう要らないんだと。当初から地元管理で、地元の人に掃除、鍵の管理についてお願いしたらどうかというような話もあったんですが、そういうふうにしたときには、電気代と水道代、それから、今の鍵の管理代ぐらいで、それほど大きな金額じゃないと思ったんですが、そういう試算についてはしてないんですか。僕は別に廃止することに反対じゃないんでね。それがええとか悪いとか言いませんが、本来は

やっぱりちゃんと正直に事実を話をして、地元の理解を得られる、あるいは、両者の理解を得られるちゅうのは当たり前のことなんで、そのあたりのちょっと確認だけです。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほど少し触れさしていただきましたけれども、経常経費部分がどうしても必要になってくるといふような考え方になれば、220万円程度が毎年必要となってくる経費かなと考えられるところでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

※報告事項

① (仮称) 光市教育大綱 (案) 中間報告

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

よく読んでませんので、中身について云々ということではないんですが、教育目標のところ、「ふるさと光市の未来を担う人づくり」と出てくるわけですが、ごめんなさい、4ページのほうがわかりやすいですね。「ふるさとに誇りと愛着を持ち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人」と、こういうところで使う「ふるさと」ということと、「ふるさと光市の文化・自然を愛し」という、その「ふるさと」の使い方ですが、誰が思うふるさとなんですかね。何か光にいない人が言うのが「ふるさと光市」と、こういう話をするような気がするんです。現実的におる者にとってはふるさとじゃなくて、「光市の文化・自然を愛し」と出てくるはずなんです、頭のほうはええんですよ。「ふるさとに誇りと愛着を持ち」というのは当然のことですから。ただ、それが「ふるさと光市の文化」、誰が「ふるさと光市」と言うのかなというのが、ちょっと今聞きながら気になったところで、全般的にまだまだ読んでおりませんので、中身についてどうこうということではありませんが、こういう今回の大きな教育大綱というような形の文言ですから、その点がちょっと引っかかったんで、もし御答弁がいただけるのなら。

○太田教育総務課長

ふるさとの使い方について御質問をいただきました。教育大綱では「光市」という言い方ではなくて、委員御案内のとおり「ふるさと」という言葉を使っております。これは、本計画については教育大綱ということで、児童生徒が今は光市に住んでいるわけですけども、将来的に光市を離れる方々もいらっしゃるということを考えて、将来的にも

ふるさと、この光市のことを愛着を持つ、誇りを持つという意味合いを持って、「ふるさと」といった単語を使用しているというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

今からでしょうから、こだわってもしょうがありませんけど、今の子供たちに、将来都会に出て行って、今の教育をする人がですよ。ふるさと光市という話を今からするというのは、どうもちょっとピンとこないところがありますけどね。これからどういう形でまとめられるかよくわかりませんが、要望にしておきますので御検討ください。

○仲山委員

確認も含めてなんですけれども、この大綱は光市の教育大綱ということで、全国一律ではなく、各地域の特性に即して、もしくは、独自の観点でもって大綱をそれぞれ作りましょうといったようなものだと理解してよろしいのでしょうか。

○太田教育総務課長

そのとおりでございます。

○仲山委員

それからしますと、ここに書いてある内容、大変もつともで、今の時代、コミュニティ・スクール、地域とつながってとか、大変全国おそらくどこでも共通したようなことが、どういうんでしょうか、名前だけ「光っ子」とついているような印象が僕にはどうも持ててしまうんですね。そこで、光市ならではということを考えるときに、僕は、3つの都市宣言がこの町の方向性を大きく指し示してるものだと思うんですが、この大綱を考えていくときに、それらはある程度意識なされたのかどうかちょっとお伺いしたいと思ひまして。

○太田教育総務課長

本計画の、素案を考えるに当たりまして、当然ながら総合計画であつたりとか、ほかの計画なども見ながら策定をしております。その中で、今委員さん言われました3つの都市宣言が光市にあるわけですが、当然こういったものも見据えながら策定はしておりますけども、ただ、内容的にそういった部分が少し含まれていないという御指摘ではないかと理解しております。これにつきましては、3つの都市宣言や、ほかの計画も含めて、横に見ながら策定はしておりますけども、個々の計画の内容や、都市宣言の内容が如実にこの教育大綱には入ってきてないというのは、教育の大きな理念をここで定めるということでもありますので、そういった御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。大変よくわかりました。できれば、その教育振興基本計画、具体的な計画というあたりで、そのあたりの我が町らしさが反映されてくるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○田中委員

濟いません。1点だけお聞きしたいと思います。光市の教育の大きな理念、柱になるってことで示されて、今説明をいただきました。そして、その中で文部科学省のほうが出しているものなんですが、「共生社会の形成に向けて」ということで、ちょっと読ませていただきますと、「共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である」ということで、インクルーシブ教育システムの推奨があって、光市でも大きな特徴として、幼保小の連携の中で、早い気づきから特別支援学級、また、通級指導教室の拡充という部分に、まあこれも市長の肝いりで光サポーターの加配にも取り組んできたわけなんですが、この大綱を見るに当たって、どこにもその共生社会とか、インクルーシブ教育という言葉が見つからないのですが、そのあたりの位置づけについて御説明いただけたらと思います。

#### ○太田教育総務課長

この教育大綱につきましては、大きな理念を定める計画でありまして、光市の特色として、少し学校教育に視点を置いたものとしております。理念計画でありますので、例えば、5ページの基本目標においても、特別支援等を含めて個別な具体的な内容の記載がありませんけども、6ページの教育ブランドひかりの創造の、人と人とのつながりを通して豊かな心育む教育の推進のそこの説明欄のほうに、「互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子供を育てます」とあります。先ほど委員から御紹介いただきました文部科学省の「共生社会の形成に向けて」の冒頭の部分には、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である」といったような記載がされております。ともに互いの人格の尊重といった点を記載しておりますので、こうしたことが共生社会の実現、特別支援の充実につながるものだというふうに考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

#### ○田中委員

ある程度理解するところではあるんですが、光の教育のその方向性、まちづくりの方向性を考えたときに、やっぱり生きる力を育む、豊かな心、豊かな社会に向けてという部分があります。それで、あくまでやっぱり教育の世界なので、子供たちに、まあ共生社会というものは、もともと障害者に対してっていう部分があるんですけど、後に教育が、社会に出たときに、いわゆる人権問題だったり、少数派のLGBTの方たちもいら

っしゃいますが、そういったことの自分とは違う人たち、少数派の人たちへも理解をして、豊かな社会、豊かな心を育むという部分では、教育の果たす役割というものは物すごく大きなものがあると思いますので、ぜひそのあたりもちょっと頭に入れていただいて、最終案に取り組んでいただけたらと思いますので、これは要望にしておきますので、よろしく願いいたします。

#### ○森重委員

済いません。ちょっとその他事項でいろいろお聞きしようと思いましたが、今ちょっと関連的に出ましたので、ここでちょっと大綱の中でお聞きしてみたいと思います。

いわゆる今おっしゃられてました福祉の視点ということで、今この大綱を見た中に、やはり光市の優しさとか和とかいう市長のそういう施政方針の中にも関連したことと思うんですが、今回、一般質問等でも出ておりました特別支援教育ということで、今回、発達障害者支援法の改正やら、また、児童福祉法の改正やら、まあここは福祉とも関連するんですが、また、差別法の解消法とか、あらゆる大きなうねりとなって、このやはり共生社会みたいなものが表に出てまいりました。今、インクルーシブ教育システム事業ということが、今回新たな予算でも、29年度は予算編成も大きくされておりますので、このあたりをちょっと、あとお聞きしようと思ったんですが、今ちょうど流れが、そのほうが理解しやすいので、今お聞きいたします。特別支援教育の対象となる子供たちが、一般質問の答弁でも出ておりましたように、どんどんふえてきておまして、なかなか難しい、人間教育も非常に難しい、また、障害のほうも難しい、差別いろんな観点から、教育相対として……。いいですか。まあ難しい部分があるんですが、そういう中で、この光市のシステムを生かした、また、こういうインクルーシブ教育システムに関するお考えだけは、ちょっと今回新しいとこですけども、お聞きしておきたいというふうに思います。まだ今からですので、何があるかということではないと思いますけども、光市独自のコミュニティ・スクール、また「きゅっと」等、いろいろそういう下地、素地もありますので、そのあたりでお考えございましたらお聞きいたします。

#### ○和田学校教育課長

インクルーシブ教育につきまして、この教育大綱の部分で申しますと、6ページの教育ブランドひかりの創造の1、人と人とのつながり通して豊かな心を育む教育の推進とございます。その下のリード文の中に、「人を尊ぶ子供を育てます」という文言があるかと思えます。光市の良さをここに明記するというので、この「人を尊ぶ」というものを明記しております。光市民憲章の中にも「人を尊ぶ」という言葉があるかと思えます。各市、市民憲章を策定しておりますけれども、このような「人を尊ぶ」という言葉を明記している市民憲章は、光市民憲章が先進的に取り入れたと認識しております。この言葉から、インクルーシブ教育にもつながっていると認識しております。

インクルーシブ教育システムは、人間性の多様性の尊重、精神的及び身体的な能力を、その可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること等の一連の目的のもとで、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組みのことであるということは、御理解

いただいていることと思います。

平成18年の国連総会で採択されましたけれども、障害者の権利に関する条約第24条では、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人的に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされています。基本的な方向としましては、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべきとされています。

そこで、光市におきましては、一人一人を大切にする特別支援教育の実現を目指しております。その中で、支援の充実、相談体制の整備、支援のつながり、これを3つの柱としまして、特別支援教育の推進を現在進めておるところです。

そのような中、インクルーシブ教育システム構築に向けた各学校の具体的な取り組みとしましては、まず、全校体制による支援の充実を図っております。2点目としまして、教職員の専門性の向上に努めております。3番目としまして、交流及び共同学習の向上を進めております。また、4月から法も施行されましたけれども、合理的配慮の実践、そして、コミュニティ・スクールの活用、この5点を特徴として取り組んでおります。昨年度も山口県特別支援教育フォーラムにおきまして、コミュニティ・スクールの仕組みを活用しまして、地域の方と特別支援学級の子供たちが一緒に活動したり、地域に出て職場体験をしたりする取り組みが、光市の取り組みとして紹介されたところでした。特別な支援が必要な子供たちと地域の方とのつながりを深める場、自立への大きな支援となる場、地域の方とのかかわりの中で自己有用感が高められる場等、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした特別支援教育の推進は、大きな可能性を持っているものと認識しております。今後も支援がつながり、支援が充実するように校内体制を整備することが、インクルーシブ教育の充実につながるものと考えています。

以上です。

#### ○森重委員

光市の理念としては、大変よく今わかりました。しかしながら、このインクルーシブ教育システムという観点から見ましたら、これは行政的観点から見ましたらですよ。障害のある子供への就学前から学齢期、また、社会参加までの切れ目のない支援整備をいかにしていくかっていうことが、このシステムで、インクルーシブ教育システムで問われてまいりますので、私は、これは光市が今、福祉にあるあの総合相談窓口「きゅつと」とか、また、今、全校取り組みをされているコミュニティ・スクール、こういうもので、かなりの他市とは違う、どういうんですかね、水際対策もできるし、こういうものをしっかりまたこの大綱等で何かもっと強みが出されたら、実際に今までいろんなことをされてますので、もっともっと訴えるものができるし、具体的なものが見えてくるんじゃないかなというふうに思いましたので、そういうことで、ぜひとも今光市にありますそういう素地が生かされて、さらに今、光市の教育というものが地域、また、家庭、学校全体で育まれていきますようお願いをいたしまして、要望といたします。ありがとうございました。

## ②第3次光市子どもの読書活動推進計画（案）中間報告

説 明： 穂山図書館長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### (2) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○河村委員

少し離れておりましたので、ちょっととんちんかんなことを言うかも知りませんが、市民からの意見だということでお答えをいただいたらと思います。

最初に、各小学校、中学校の広報についてちょっとお尋ねをさしていただいたらと思います。昔は全戸配布をするように学校のほうで、PTAがつくっておるのか、学校がつくっておるのかあれですが、今コミュニティ・スクールができて、配布じゃなくて、今みんな回覧になってまいりました。先日も、私、地元の自治会長もやっておるんですが、多いときは回覧が7枚とか8枚ぐらいあるんですよ。受け取るほうも、私のところで今80ぐらいの独居が15件、ほかにも高齢者がたくさんいらっしゃるって、回覧回さんでくれと。どこもそうなんですけれど、今、自治会そのものがなかなか機能をさすことが難しい状況というのが起きてまして、極力住民に合わしているいろんな配り物とかというのをやっていかないけんのですが、この広報についても、もしも本当に読みたいのなら、中身についてはそこそこ中身があるんで、読ますというんなら各戸配布で考えていただかんと、回覧板ですと、大体1週間で返ってこんにゃ、ちょっと出したほうが不安になるんですよ。そのあたりの今の学校、コミスクを含めて、回覧にしております広報をどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

##### ○和田学校教育課長

各学校が作成しております広報につきましたの御質問ですが、このコミュニティ・スクールの取り組みを始めまして、学校の情報をいかに広く伝えるかということが大きな課題でした。その取り組みの一つとしまして、各自治会の回覧等を通じて、学校のたよりを提供しているという学校もあることは確認しています。その点につきまして、各自治会の方々に大変な御迷惑をおかけしていることも認識しているところではございますが、各学校の学校運営協議会で検討をし、そして、地域の方々に御協力をいただいて、情報提供をさせていただいているところです。

今後、そのような自治会の声が届いた場合におきましては、それぞれの学校運営協議会で適切な対応をするように、教育委員会としても話をしていきたいと思っております。

以上です。

### ○河村委員

適切に対応していただければええんですが、お願いしておきますので、ちょっと伝えていただいたらと思うんですが、今言いましたように、自治会そのものが今存亡の危機に面しておりますので、極力うまく運営するためには、いろんなものが、配布物があります。本当に読んでほしいという話なら、きちっと提供する、まあもちろんお金がかかりますのでね。そのあたりについてどうするかというのは、当然検討が必要だと思いますが、それでも回覧がいいのかどうかというのは、よく御検討いただいたらと思います。中には、子供が持ってきてありがたいんですけど、学校によっちゃ印鑑くれちゃうんですよね。受け取ったら、印鑑くれちゃうんですよ。それはやっぱり不在のときも多いから、迷惑かけるとこっちも思うんで、配布については、幾らでも配布はさせていただきますが、回覧ということになると、そういうやりとりの手続もかかったりするんで、そのあたりのところは、学校運営協議会のほうへこういう話があったよということは言っていたらと思いますので、お願いいたします。

それから、2点目、給食費でちょっとお尋ねをしたいと思います。最近、どこやったですか、三重かどっかで学校給食について予算の関係でできないとか、あるいは、中身を改善するとかと、こういうお話がありまして、私、以前、学校給食会のほうへ出さしていただいたときがあったんですが、学校給食の未納分がありますよね。その未納金額について、未納金額をのけたお金、まあ入ってきたお金で学校給食の資材の調達をされてると思うんですが、要は、払わないで済んだ人というか、未納部分については、みんなが負担してる。状況的にはね。学校給食の費用をみんなが負担してる。それはやっぱりどっかおかしいということをお話をしたことがあるんですが、未納部分もちゃんと食材を購入するお金にどねえかして入れんにゃいけないので、きちんと予算立てはして、未納であっても、購入する予算からのけるというのはちょっとおかしいと思うんですが、そのあたり、今現状はどんなですかね。

### ○呉橋学校給食センター所長

学校給食の食材費につきましては、そのほぼ全部を保護者からの給食費で賄っております。どうして保護者から学校給食費をいただくかということ、学校給食法に規定されておりますように、学校給食の食材費は保護者が負担するということから、保護者から給食費をいただいております。未納部分につきましては、その年度が過ぎましても、徴収の努力はしているところです。

また、未納分を行政負担すべきとの御質問だろうと思いますが、ただいま申し上げましたように、学校給食法で食材費は保護者から負担していただくというのが原則となっておりますので、未納がないように、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

### ○河村委員

私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、給食費の現行の今、収納率というのは幾らなんです。

○呉橋学校給食センター所長

27年度で申し上げますと、99.94%という数字が出ております。

○河村委員

99.94。ほとんど入っているということであれば、それほどのあれではないと思いますが、保護者が負担するのは当たり前なんです。それで、じゃあ、負担化しなかった部分を赤字でそのまま残しちゃええんで。ええ。私の言う意味がちょっと難しいんかわかりませんが、未納金額で本来なら買わんにゃいけんのいね。含めた金額で。その未納部分は、入らんこうにそのままてぶっちゃってやね、これだけの収入がありゃええかもわかりませんが、以前は結構その未収金が年間100万円近うあったようなときがあったんであれですが、要は、おそらく三重の分でもそうじゃったんじゃないかと推察をするんですけどね。未納部分を含めた金額で食材というのは買うようになっちゃうの、本来は、普通は学校が、今はその未納部分についての負担というか、要は、校長やら教頭が未納部分をどねえかして集めにゃいけんという発想になっちゃうわけいね。作るほうは、わしら作る分だけじゃけ関係ないという発想がどっかにあるのいね。だから、その点についてやるためには、ちゃんと食材費は収納予定金額できっちり買うていくと。それで足らんかった部分については、一緒になって収納率の向上に努めるとというのが本来の姿なんで、できればそういう方向性を持っていただきたいということでございますので、お願いにしておきます。

それから、次行きます。文化センター、文化振興会ですね。先日から館の所蔵品についてのいろいろ、何ていうんですか、展示会といいますか、やっていただいております、何回か見にかさしていただいているんです。以前にもちょっとお話したことがあるんですが、高額な絵画の寄附で、東山魁夷の絵でありますとかいただいているんですが、決算資料の中には載っておりません。要は、財産目録といいますか、そういうものが載っておりません。そうかと思うたら、普通の、何ちゅうんですかね、市民ホールにあるピアノなんか載っちゃうわけ。あるいは、ほかにもいろんな機材が載っておるんですが、そういうお金に換算すれば結構高額な絵画とかいろんなものがあるかと思うんですが、それについてはどういう管理をしてるのか。文化振興会ができて、文化振興会でそういうものを買うたことがあるんですが、そのときにお話をさしていただいたら、「いや、きちんと区別をして」というお話をされてました。市のものと文化振興会で買ったものとのことで、いろんな履き違えがあったりするともうぐあいが悪いんですが、そういうお金にかわるような、まあ絵画とかですね、ものについての管理。それから、以前、ふるさと郷土館も……。ええんかいね、ここで。ふるさと郷土館にも、たしか予算的に当初一千四、五百万円ぐらいのお金を使って、いろんな骨董といいますか、古い古たんすとか、そんなものを買ったことがあるんですが、それについての、実は、目録もありません。そういうものをどういうふうに管理をしていくのか、あるいは、何か購入するときには、たしか審議会みたいなものがあったと思うんですが、売っちゃおらんとは思いますが、そういうものがもしあるときには、どういう形でその管理をされるのか、ちょっとそこをお尋ねしたいんですけど。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまの文化センターのところから説明のほうをさせていただきたいと思います。光市文化センターに所蔵しております美術資料につきましては、絵画、書、彫刻、写真等を初めとしまして、11項目800点余りの所蔵となっております。それで、購入した美術品の所管等でございますが、市で購入し財団へ移管したケースと、財団の指定管理料の中から購入したものがございまして、基本的に文化センターにおいて管理しているところでございます。また、購入した備品の帰属は市であるという認識で、双方が了承しているところでもございます。市としましては、指定管理団体において、すぐれた美術品を市内で活用を図っていただきたいと考えておりますので、今後も財団としての購入をしていただきたいと考えておるところでございます。

なお、館蔵の備品につきましては、冊子等を作成しておりますが、これは最後が1994年度で以降作成しておりませんので、そちらについては、今後検討等もしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「郷土館は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。郷土館につきましては、今おっしゃられたとおり、まだそういった館蔵というところでは、財産目録としては作成をしておりませんところもございまして、文化センターの今の館蔵備品と合わせて、冊子等での収蔵等も検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

検討していきたいちゅうんじゃなくて、財産ね。あなた、今、美術資料とこうやって言うたからね。その資料に該当するものと、財産というその捉まえ方をしなきゃいけないものとあるんで、1994年からという、もう22年ぐらいそのままということになりますから、購入する目録みたいなものがありますから、それとみんなきちっとつけ合わせて、いつか出していただいたらと思います。

今、館蔵品の展示の話をしたんですが、まだ見てないものがあるのやね。それが出てくるの半分楽しみにしちよるんじゃけれども、ひょっとしたら出てこんのかなと思うたりするんで、そのあたりのところはきちっと、もうできたときからの収納についてさかのぼって、漏れのないようにチェックをしていただいたらと思います。できれば、年度内にはチェックをしていただくようお願いをしておきます。

それから、ちょっと体育でお尋ねをさせていただいたらと思います。今、体育振興会のほうへ委託をしてから、光市の体育課というのが表へ出なくなって、市民からすると見えない、体育課が。それで、もうちょっと体育館を使った催し等について、当初は、見るスポーツとか、もちろんやるスポーツも含めて、いろんな提案があったと思いますが、最近、そういうのはほとんど見なくなってきたように思います。やっぱりそういうのを、いろんな企画をするところが体育課なんで、そのあたりのもうちょっと充実といいますか、図っていただいたらと思います。

それから、まあ要望でいいですからね。スポーツ保険というのが、いろんな公民館、

コミュニティーセンターを使ってやるような類の保険をかけるのがあるんですが、以前は、スポーツ保険の決算といいますか、そういったものを出していただいていたと思うんですが、最近見るのには、何か入ってないような気がします。もちろん市民のお金でやってる話でありますから、どこまでタッチしていいのかわかりませんが、やっぱり中身をきちっと把握するという事は大事なんで、これも資料の提供についてお願いをしておきます。

それから、中学校の部活の外部指導者についてちょっとお願いをしたいんですが、以前は、外部指導者について積極的に取り入れようというお話があったんですが、最近どうも、話は聞くんですが、積極的に学校のほうに取り組むというのにちょっと欠けておるように思います。子供は、学校の先生のおもちゃという言い方はおかしいですが、言いなりにするためにあるんじゃないなくて、やっぱりスポーツをきちっと基本から学ばせることが重要な要素だと思います。ひよっとすると、オリンピックに出るような選手が出んとも限らん。そのときに、我流じゃなかなか技術というのは身につかないんで、そのあたり、外部指導者の導入についての今現状と、どういうふうに捉まえておられるか、ちょっとお尋ねをさしていただいたらと思います。

#### ○和田学校教育課長

中学校の部活動における外部指導者につきましてお答えをさせていただきます。

本市は、全ての中学校におきまして、16の部活動で19人の外部指導者の指導をお願いしているところです。それぞれの部活動には、顧問となる教員がおります。そのサポート役として、外部指導者に協力をしていただいているところです。

以上です。

#### ○河村委員

外部指導者の、要は、研修会といいますか、そういったものはどういうふうにしてやられております。

#### ○和田学校教育課長

部活動の外部指導者の研修会等は、現在のところ行っていないという状況です。

以上です。

#### ○河村委員

一番大事なことは、学校の部活動も理解をしてもらわなければいけませんので、そういった研修会を随時、あるいは、年に2回とか、3回とか、定期的でもええんですが、開催をしていただいて、そういう人たちが学校の部活動にきちっと参加できるといいですか、外部指導者として参加をできるような体制づくりというのは必要だと思うんです。そのためには、研修会をやっぱりやらなければいけないと思いますので、16部活で19人というのが多いのか少ないのかよくわかりませんが、私が知り得る範囲でいえば、私は光井なんで、光井の学校でいえば、外部指導者そんなに入っていないんですが、登録だけ

あるというようなことがあるんでしょうかね。

#### ○和田学校教育課長

部活動の外部指導者は、各学校の校長が委嘱しているものです。中学校体育連盟に登録することによりまして、対外試合等の指導もできるということになっています。その中で、登録だけで実際指導しているかどうかという現状につきましては、把握はしていないところです。ただ、登録人数としまして、光市では19人の指導者が中学校体育連盟に登録しているということです。

以上です。

#### ○河村委員

要望しておきますけど、私が言うのはバスケットという捉まえ方をしていただいてもええんですが、昨年からだっただですか、要は、審判を帯同するというのが決まってまして、要するに、審判員を抱えないと対外試合に出ていけないということになっておるんですが、そのあたりについて十分な対応ができてないのではなかろうかなど。以前は、審判の資格がなくても、市内の大会でしたら、総合審判することで済みよったんですが、今は、そういう状況では、もう試合そのものが開催できないということになってますので、もう少し教育委員会のほうで積極的に体制づくりといいますか、中身、実態の調査についてはしっかりしていただいたらありがたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

濟いません。一人でやって申しわけないんですが、最後に、ちょっと文化課についてお尋ねをさしていただいたらと思います。

文化を高める会の自主事業ということで決算書の中にも載っておりますが、以前は、収支についても一応載せてもらってたんですが、収支について載っておりません。要は、入場者が極端に少なくても、伝統芸能でありますとか、子供にはぜひ見したいとか、そんなものについては積極的にやっていただかなければと思いますが、そうでないものについて、文化を高める会でももちろんそういう催しが入っておりますが、そういうものが入場者が、例えば、800人入るとしたらですよ。半分を切るような催しというのは、何かどっか問題があるんですね。通常なら5,000円の入場券入れるところが、文化課だから4,000円と3,000円とか、市民にいろんなもの提供するというので、安くすることについて特段の問題があるとは思いませんが、そこまでしてもお客さんというか、市民の方が見られんということであれば、何かどっかおかしいですよ。やっぱりきちっとその文化を高める会の催し等についても、そういう誰がイニシアチブをとって、全部その今200万円じゃったですか、それを出してお任せと、こういう話じゃなくて、ある程度どっかで指導が入る必要があると思うんですが、所管はどなたじゃったですかね。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまの文化を高める会の件についてお答えをいたします。

収支状況等は、一応総収入が1,340万円ございまして、そのうち220万円補助金という

ことになっておるかと思えます。それで、文化を高める会の自主事業といたしましては、平成27年度であれば13事業行っておるところでございまして、今おっしゃられたとおり、来場者の多い講座が見られる一方で余り人が多くない講座も見受けられるところがございます。そちらについての指導というか、今、委員会や理事会とかに我々も参画しておりますので、そういった中で提案、助言等もしておるところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

よろしくお願ひしたいと思えますが、まずそのためには、要するに、1個ずつの事業収入について出していただく必要があります。これは以前には出してたんで、この事業をやれば、当然この分について何百人のお客さんが来られたけれども、その収入が何ぼであったかというのもきちっと出さんと、220万円のお金がどういう形で消えていくのかというのを含めて、よく確認をさしていただきたらと思えますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。済いません。

#### ○田中委員

済いません。1点ちょっと報告をいただきたいと思うのですが、先日12日に、山口県教育委員会のほうから再編計画素案というものが記者発表されまして、光市の光高校と光丘高校の再編、統合して新高校設置というような記者発表資料が出回りました。このことについて、県の所管ではあるのですが、光市の町への影響も大きいことから、もし県教委のほうから何か報告があれば、報告があったのかなかったのかと、それとまた、内容について報告をいただきたらと思えます。

#### ○能美教育長

この12日に、県議会の文教警察委員会で公表された県立高校の再編整備の計画についてであります。昨年10月に策定をいたしました県立高校再編整備計画、これに基づく平成29年度から平成32年度の実施計画の素案を県教委が示したところでもあります。

その中身は、1点目が、全日制の光高校と光丘高校の再編と、それに、西市高校の分校化。2点目が、定時制高校の定時制課程の県央部への多部制の設置に向けた準備と、県西部への多部制の設置。さらに、多部制設置に合わせた全県の夜間定時制課程の再編等。それから、3点目が、通信制を県央部の多部制の定時制課程を置く高校への併置。この3点であります。そのうち、特に光高校と光丘高校の再編につきましては、光高校と光丘高校を再編整備をして、新高校を設置する方向で検討する。そして、生徒の大学等への進学ニーズや能力適性、興味関心等に対応した選択幅の広い教育を展開するなど、より質の高い特色ある学校づくりを推進する。そうした内容であります。また、計画の進め方としては、今後、小中学校、高校の保護者など関係者の意見も聞きながら、具体的な学校づくりや、その実施時期等について検討し取り組むとしているところでもあります。そうした内容でありました。

以上であります。

○田中委員

ありがとうございます。保護者、関係者の声も聞きながら取り組むというお話をいただきました。計画が2020年までっていうことで、なかなか急なお話だと思います。この高校の再編という部分で、光市のまちづくり、また、将来の光市の魅力について物すごく大きな影響を与えることだと思いますので、引き続き注視しながら、もしそういった情報提供が県のほうからあったら、また議会のほうにも報告をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

恐れ入ります。先ほど河村委員さんから公益財団法人光市文化振興財団の館蔵美術品についてのお尋ねがありました際に、担当者より1994年度以降財産目録を作成していない旨の答弁をいたしたところでございます。

少し誤解があってははいけませんので、つけ加えをさせていただきたいと存じます。

市としては、美術品を購入するに当たり、購入ごとに備品登録をし、適切に管理等を行っておりますことを申し添えさせていただきたいと存じます。

よろしく願いをいたします。

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第 79 号 光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

説 明：松村行政改革・情報推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### ②議案第 75 号 平成 28 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他

#### ※報告事項

#### ①第 3 次光市行政改革大綱（案）中間報告

説 明：松村行政改革・情報推進課長 ～別紙

質 疑：なし

#### ②光市公共施設等総合管理計画（案）中間報告

説 明：松村行政改革・情報推進課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

公共施設等の総合管理計画について、見直しをしなければいけないというのはそのと

おりだと思いますが、これは公共施設、じゃ、普通財産で本来あっちゃならんと言うとおかしいけれども、ないほうがええという財産はどの程度、今、保有をしとってわけ。

本来なら、行政改革とか云々の前に不必要なものについて抱えることがおかしい。そういうものについて、どの程度の認識を持っておられるのか、そこからちょっとお聞きいたします。

○森重財政課長

普通財産の量についての御質問でございます。

普通財産につきましては、行政目的のない財産として、所管としては財政課が所管しているところでございます。

その量でございます。普通財産の土地が合計で約 365 万 8,000m<sup>2</sup>、これは平成 27 年度末時点での数値でございますが、これだけの量を保有しているところでございます。

○河村委員

何件。

○森重財政課長

普通財産の件数としましては 778 件でございます。

○河村委員

778 件で 365 万 8,000m<sup>2</sup>について、恐らく今までも処分をしようとか、いろんなことは考えておられるとは思いますが、例えば 100m<sup>2</sup>以上に絞って言えば、どの程度の件数と平米数があります。

○森重財政課長

100m<sup>2</sup>以上といった集計はしておりませんが、普通財産の概要を申し上げますと、そのうちの約 92%、これが山林になっております。

したがって、その中で活用なり、売却なり、そういったものが可能というものにつきましては、全体の七、八%程度ではなかろうかと考えております。

○河村委員

ということは、その件数と平米数についての把握はしていないと。

○森重財政課長

面積を区分した上での把握は、現在はしておりません。  
以上でございます。

○河村委員

やっぱり、担当所管がそういうことについて常に頭の中に入れているかどうかという

のは大きな問題だと思いますので、そのあたりのいつも思うことが大事だと思いますから、そういうふうな感覚で整理をしていただきたいと思います。

8%程度であれば、一度、中身について精査をしていただいて、ちょっと資料として出していただければと思います。お願いですよ。

それから、ちょっとここの中に出てきたかどうかわからんのですが、今、室積の水槽、例の栽培漁業センター、今の状況はどうなんですかね。もうできてから起債は償還したとも思えませんし、難しいところじゃありますけど、これからの今、課題として、こういうものを整理をしていこうということであれば、やっぱり現状の共通認識だけは必要だと思いますので、ちょっとわかる程度でお話をいただいたら。

#### ○委員長

これは所管外という形になりますので、経済部のほうに。

#### ○河村委員

いやいや、そういう意味じゃないです。この、今の公共施設等総合管理計画というの中身の中で、当然……。

公共施設じゃないの、あれ。

#### ○森重副市長

今、河村委員さんからお尋ねのありました栽培漁業センターにつきまして、あそこは光・熊毛地区栽培漁業協会に基づいた建物だと認識をしております、甲地は委員御指摘のとおり、光市の所有でございます。

#### ○河村委員

当初から栽培をするところの管理棟と、それから、今、水槽を置いているところと比較したら、恐らく2割ないかな、今の建物があるところは。ちゅうことは、市の財産ということになりますから。

ただ、その市の財産がきちっと登記の状況までいっているのかどうか、ちょっとわかりませんので、ある意味で言えば、恐らく市民から見ると関心のあるところで、しかも利用もされていない状況をずっと続けるというのは、ちょっとやっぱり不自然なんですよ。

例えば、所管がこれをどういうふうに整理をするのかというのも一番問題なんですけれども、やっぱり、こういう公共施設のマネジメントをするときには、全ての公共施設についてというのは当然のことですから、そのあたりのところは、ちょっとよく御指導を合わせて現状把握をしていただいたらと思います。

お願いだけでええですよ。

#### ○森重委員

済みません。ちょっとまだあまり読み切れていないので、大変ちょっと変な質問をす

るかもしれませんが、17 ページですが、いわゆる光市の市営住宅の持ち分が他市に比べて多い。ここでは延べ床面積で類似団体等表示されているわけなんですけども、これは維持管理費やまた長寿命化計画と、今後の予算配分的な金額はいろいろ見方があるので一元的には難しいかもしれないんですけども、これはそういうふうな、他市のこの状況の中で、金額的にはどのくらいの差があるかと、そういうものは示せないんですか。変な質問になるかもしれませんが。

それがわかると、非常にわかりやすいかなと思うんですけど。

#### ○松村行政改革・情報推進課長

こちらの計画の中では、あくまでも更新費用は推計しておりますけれども、現状の面積での比較というところにとどまっております。

#### ○森重委員

わかりました。

今後、住宅に関しては民間活力の、そういう方向性も示されているわけですけども、この計画ではそういうところまで示されないということなので仕方ないんですけど、他市では、そのような民間活力がどのような形で行われていて、どのような予算の減額がなされているかというふうなところも、今後しっかり学んでいく必要があるかなというふうに、これを見て、そこまで思いをはせることはできるという表ではあったというふうに感じてあります。

しっかりとまた今後読んでいきたいと思っておりますので、きょうはこのあたりに。済みません。

#### ○仲山委員

確認をしておきたいと思うんですけども、建物だとか、施設の側の立場からいくと、大変厳しい状況になるということは、これは市民向けですかね、こういうものもつくられてアピールしていらっしゃる、とても内容が切実でよくわかるんですけども、それぞれの建物、施設が担っている、そこで行われている活動の評価っていうのと、この最後のほうで、推進体制のところでしたっけ、市民との協働ということがわざわざ上げられているんですけども、これは結局、少しでもその機能を、その後更新していくときにも受け継いでいける機能は受け継いでいきたいと、そのときには市民の協力も必要だというようなことが、これは組になって動いて行かなきゃいけないことだと思うんです。

そのあたりについて、このパンフレットでほとんどどういふのか浮かび上がってこないというか、見ているほうとしては、大変だよ、だめだよということしか言われていないように見えちゃうので、進め方として、そのあたりをちょっと勘案して進めていただけるとありがたいなと。

これは質問というよりは要望でございます。

以上です。

○松村行政改革・情報推進課長

今、お示しいただいたパンフレットにつきましては、これは平成 26 年に公共施設白書を取りまとめたときのパンフレットでございます。このときには、本当に施設量と将来的な費用のみで整理をしたものでございます。

このたび、総合管理計画を策定する中で、今後の取り組み方針であるとか、そういったところまで踏み込んで整理をしたということで、この総合管理計画が策定されました後には、改めてパンフレット等を策定して配布したいというふうにも考えております。

○仲山委員

ぜひともそのあたり、十分に市民が自分たちのことだとして考えられるような土俵をつくって進めていただけることをお願いしたいと思います。

以上です。

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○河村委員

今の計画物もそうなのですが、アンケートをやって回収率が 4 割というのが、ちょっとどういう状況なのかというのがよくわかりません。

単に関心がないのか、あるいは、そうじゃなくて無作為に抽出したんで、中でも 4 割あれば回収率は高いほうだと思っておられるのか、そのあたりの感想をちょっとお聞かせください。

○岡村企画調整課長

確かに議員御指摘のとおり、市では計画策定の際にいろいろと、所管にかかわらずアンケート調査をやって市民の意見を把握するんですが、議員さん御指摘のとおり、なかなか回収率のほうが高くない。感覚的に申し上げれば、大体 4 割から 5 割の間ぐらいのところかと思えます。

こうした点について、必ずしも、もちろんよいとは思っておらず、いろいろ広報等で呼びかけたり、そういったところに行っているところなのですが、結果として、なかなか回収率として反映されていないというのが現状でございます。

特に若い方とか、若い世代の回収率のほうが高いように感じておりますので、そういったところを勘案しながら、どうしたら若い方に関心を向けてもらえるか、そういったところをまた考えながら、引き続きその辺は努力をしていきたいと、回収率が高まるようにできることはやっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

回収率を高めたいということであれば、各種団体、いろんなところから要望事項等が

挙がってきておるとは思うんですが、その団体の背景人口とかを含めて、やはりそういう要望事項等についても、ある程度整理をして、こういうものに乗せていく必要があると思うんです。もちろん入っているとは思いますが。

やはり受けとめ方の問題が当然出てきますから、何か、どうですかというような話をすると、結構皆さん、市民の方は自分のお考えをお持ちでいろいろ言うてんですよ。だけど、改まってアンケートみたいな形できたりすると、あるいはパブリックコメントだということでもいろいろ求めても、直接自分の身につまされた状況が起きないと、自分の意見は言わないという、恐らく最近のそういう風潮だと思いますので、やはりそのあたりのところにも、いろんなものを市民の要求に応えようというのであれば、ちょっと考える必要があるのではなかろうかなと。ちょっと勉強していただいて、今後に生かしていただけたらと思います。

次に、広報についてちょっとお尋ねをさせてください。

今、配付は一部当たり 85 円だったかな。金額の中身といいますか、どういうふうにしてこの金額が決まったのか、ちょっとお伝えいただけたらと思います。

#### ○小野広報統計課長

この基準は、旧光市におきまして、昭和 29 年に月額 5 円から始まりまして、その後、物価の上昇や新たな配付物の増加などに伴って、少しずつ値上げをしてきて、現在は 85 円になっているということでございます。

この調査員制度につきましては、本市独自の制度でございまして、過去に単価の明確な算出基準というのを設けたことはないというのが現状でございます。

以上です。

#### ○河村委員

以前、県の広報を配付をしようというときに、確か 15 円ぐらい上乗せがあってこの 85 円になったんです。従前は 70 円だったと思うんですが。

そのときぐらいから、要は算出根拠を明確にしてほしいという話をしてきたと思うんですが、今、調査員でやっているところというのが若干残っておるんですが、ほとんどのところは自治会長にかわっているんです。

結構、自治会でいうたら、班長で分けて配りよるんじゃからええじゃないかというような意見もあるんですが、いろんな雑用はいっぱいあるんです。じゃ、雑用をすると、地域の方からいろんなことを頼まれるんです。頼まれてここへ来たら、たらい回しとまではいかんけれども、1回で片づくちゅうことはない、そういう状況なんです。1回で片づくことはないから、自治会長をやろうという人ちゅうのはほとんどおらんようになって、今ほとんど、9割の自治会で毎年交代で回しよる状況なんです。

もうちょっと上げてくれというんじゃないんですが、明確な根拠にして、説明がきちっとできる。今、調査員がやりよるから、役所側からすればええというふうに思うところもあるんですが、反対に、調査員がその人の状況によって違うんですが、やばるところもあるわけです。自分がやばる。普段はそんなにないけれども、お金がついて回る話

やから、そういうケースもあったりして、その辺を明確にしてほしいのと、配付をするときに附属の書類が多いときには6つぐらい、回覧板は7つってさっき言いましたけど、中へ折り込みをせんにゃいけんのに6つぐらいある。私のところで言えば、一人で抱えられるほどのものじゃない、いっぱいできたりするんで、そのあたりの整理もしてほしいゆうのは、そういう折り込みをしてほしいという分については、広報の中へ入らんのかなと。

今回のやつも、だから福祉課どこかのあれだったと思うんですが、こねえなものは広報の中へ入っちゃきゃそれで済むのに、要するに広報のあり方にも恐らく投げかけられちよるんだと思うんです。各地で、公民館で、コミュニティセンターで館報をつくって、地域のものと一緒にしようとか、いろんな変化が起きているんですが、やっぱり行政的にもそういうものをもうちょっと先取りしてもらって、身軽に配付ができるような体制づくりちゆうのは要るんだと思うんです。

そのために、まず1番に、手始めはこういう根拠から全部整理をしていくと。普段、私のところのコミュニティセンターでいろんな配布物がありますが、郵便で資料を送ろうと思うたら1件が400円ぐらいかかる。そりゃ、85円で配付できたらええ話。近周りじゃから、それはそれでええんじやけど、そのあたりのところも含めた金額の根拠については早期にやっていただいたらと思います。

これもお願いしておきますので、具体的に検討に入ってください。

それから、先ほど普通財産のところちょっとお尋ねしたんですが、ちょっと聞いてみますけど、昔、浅江公民館の向かいのところに遊園地があって、児童公園じゃったと思うんですが、今、レッツちゆうんですか、あそこの分団の機庫があるところの周辺に、確か駐車場になっている用地があるんじゃないかと思うんですが、その状況、それから、もう違うかもわかりませんが、浅江、島田川のそばのやすらぎホールの南側、あそこにも確か同じような長細い遊休地があったり、結構大きな遊休地が見受けられたんですが、現状、賃貸しをしておるんであればそれはそれでいいんですけど。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○森重財政課長

先ほどお問い合わせのありました浅江公民館横の駐車場、これについては行政財産、2点目、やすらぎホールの所の土地につきましては、私有地でございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

一般質問のときに、トーマンの跡地についてお尋ねをさせていただきました。

通常、さっきも778件のうち92%が山林だというお話がありましたが、相続等でこちらにおられない、あるいは男手がないから寄附をしないと、こういうお話をたくさん聞くんですが、なかなか維持費といいますが、草刈りをしたり、管理するのにお金がかかるから行政的にもいらないということでお断りになりますよね。

トーマンの跡地の一部ほど、実は受け入れをしとってわけ。当時、開発公社かなんか

で受け取ったと思うんですけど。どうするんですかね。通常、個人なら維持管理しなさいよということが言えますが、行政的に恐らく図面は見てませんが、虫食い状態の中の用地を受け取って、恐らく普通財産じゃろういね。だから、このあたりについての方向性を含めて、ちょっとお話をいただいたらと思うんですが。

○森重財政課長

トーメンから取得した土地、これにつきましては、土地開発公社が当初取得したものでございますけれども、土地開発公社の一部業務廃止によりまして、平成 26 年に市が行政財産、普通財産に分けて取得しております。

そのうち、普通財産についてでございますけれども、これは、当時トーメンのほうからの寄附申し出に対しまして、市が検討の結果、一体的に管理していく必要があると、そういう判断から寄附を受けた経緯がございます。

その上で、今現在、ここに何か計画を持っているかということの御質問でございますが、現時点で計画されたものはございません。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、通常、市民には求めておる維持管理について、行政はどうするわけ。その維持管理について。

○森重財政課長

今のトーメンの土地でございますが、内訳を申しますと先ほどと同じようなお答えになりますが、そのほとんどが山林でございます。

したがって、保有していく上で、特に経常的な維持管理費用というものは、今のところ発生していないという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

現地を見ちゃったことはあります。

○森重財政課長

詳しいところまでは確認はできておりませんが、どういう状態かというのは把握しているつもりでございます。

○河村委員

最後にしますが、現地はそこそこなだらかな地形なんです。要は、最近では市民の人も高齢化によって、なかなか草刈りとか、枝打ちとか、いろんなことができない状況が起きて困っているわけです。

あそこは市役所の土地じゃけど、あのままほったらかしになっちゃうがということで、

やらんのが当たり前という、その発想になりかねないんです。じゃ、どうするかというのは、どこかでまとめておかないといけないと思いますし、昔、光市の環境をよくする条例があったんですが、そういう遊休地等については立て看板をしたりすることで、責任の発生が表に出ていたわけですが、やっぱり市の財産ということであれば、わざわざ看板までつくってやることはなくても、きちっとした管理をするというのは当たり前じゃと思うし、そうせんにゃ、寄附を申し出て断った人にも何か申しわけないような気もするんです。本当に困って、結構寄附申し出にきちよってんです。それを皆断っていますから、そのあたりの維持管理については、しっかりお願いをしたいと思います。

ちょっと委員長にお願いがあるんですが、普通財産でええんです。行政財産というと、ほかにもいろいろ多岐にわたって大変ですから。778 件で 92%が山林ということですから、8%については、宅地、もしくはそのような状態のところがあるわけです。一度、きちっと目にせんと、どういう状況が生じているのかという判断ができかねますので、資料をお願いしたいと思うんですがいかがでしょう。

#### ○委員長

今、河村委員のほうから資料請求についてお話があったわけですが、この件については、この委員会として、ほかのメンバーの皆さんもおられますので、その必要性、それから内容について一度吟味した上で、改めて後日対応を考えたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

#### ○河村委員

それともう一点、最近、立ち退きの件数が結構たくさんあります。江ノ浦の、例の押しボタン式の信号機のところの立ち退きをかけたところもそのまま放置をされておりますが、昔はよっぽどのがない限り、立ち退きをかけるというのもあまりなかったように記憶をしていますし、最近、特に立ち退きが多かったように思うんです。室積海岸についても、結構立ち退きがかかったりしちよるんで。

必要じゃから、立ち退きをかけて買うというのはあまり聞いたことがなくて、長期計画を立てる中で、そういった立ち退きをかける場合には、地域の了解というものも計画づくりの前には必要のはずなんです。

そういうことが全然行われていないのに立ち退きがかかっているような気がするんですが、これは政策に聞いたらまずいかな。長期ものの政策。違う。

#### ○委員長

所管外でございますので。

#### ○河村委員

わかりました。

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第 84 号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長兼税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第 75 号 平成 28 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）〔所管分〕

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ③議案第 76 号 平成 28 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

済みません。今回の高額療養費ですけども、見込みを上回る増加があったということで、個人負担の上限を超える部分で、結構大きな金額なんですけど、病名等もいろいろありましようけども、大体どのような実態だったのかお聞きしておきます。

○田村市民課長

一概に病名等の表現がなかなか難しいところがございます。件数的には 640 件の増加を見込んで、今回補正をしております。

一般論という形でお話をさせていただければ、医療の高度化なり、高額医薬品の投与が増えているような状況の中で増えているのかなというふうには考えております。

以上です。

○森重委員

ありがとうございました。

今後もこの調子でいくと、ここもどんどん件数がふえていく可能性もあるわけですので、そのあたりを注視しながら見ていきたいと思えます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

※報告事項

①光市交通安全計画（案）

説 明：藤本生活安全課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

18 ページの一番上段、道路法に基づく通行の禁止または制限ということがかかっておりますが、これは、生活安全課のほうでこういうことをやろうという話なんです。

○藤本生活安全課長

道路法に基づく道路管理者と連携を密にしながら、通行の禁止または制限ということをお互いにやっていききたいという考えでございます。

○河村委員

窓口はあくまでも建設部、生活安全課。

○藤本生活安全課長

市民相談の中で来る件もありますし、道路河川課のほうにくる相相談もありますので、お互いに情報共有しながら対応していきたいと思っております。

○田邊委員

18 ページにAEDのことが書いてありますけど、この普及啓発及び緊急要請受信時における応急手当の口頭指導を推薦しますというのは、何か講習と課をやっているんですか。口頭で指導しているんですか、それとも実技指導みたいなことを怒っているんでしょうか。よろしくをお願いします。

○藤本生活安全課長

光消防署の救急関係部署に依頼して、交通安全協会と一緒に、交通安全講習の中で、そういったAEDの使用の仕方等の啓発訓練をしております。

以上です。

○田邊委員

何名ぐらいが、今、市役所の職員でAEDのできる人がいるんでしょうか。

○藤本生活安全課長

ちょっと市役所全体でいうたら、総務課のほうで講習をしていますので、講習に参加した人数は総務課のほうで把握していると思います。

○田邊委員

今後いろいろな緊急の場合で、そういうAEDなんかの活用は大事と思われるんで、今後とも指導なんかもふやしていったらいいかなと私は思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

## ②光市人権施策推進指針（案）中間報告

説 明：大山人権推進課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

14 ページの児童虐待の防止と早期対応の中で、関係機関との連携ということで、光市要保護児童対策地域協議会というのがありますが、これは現在あるという意味だろうと思うんですけども、ちょっとこれの活動内容について、あるいはメンバーについてお尋ねをしたいと。

児童相談所は光市内にはなかったと思うんで、そのあたりの連携というのはどのくらいになるのか。最近は光ではないと思うておりますが、全国的に見れば、結構厳しい状況になるケースがふえておりますので、そのあたりの対応について、ちょっとお尋ねしたいのと、あわせてストーカーのところも簡単に、警察や関係機関が密接に連携して、ここに載っています。ここも警察事案がたくさんありますが、意外に放置というところが多いんですけども、事前に抑止をすることができておりません。

もう少し中身については対応することが必要なんではなかろうかと思いますが、そのあたりのお話をしていただけたらと思います。

○大山人権推進課長

議員お尋ねの光市要保護児童対策地域協議会についてでございますけれども、本市におきましては、子ども家庭課が管轄している協議会でございますので、年に一、二度くら

い会議を開催しておりますが、会員数や児童相談所等の詳細については手元に資料がございません。

なお、指針についてであります。指針については、他の計画のように細かいことまで基本的には触れないようにしております。先ほど申しましたように、永久的に、不変的なものという意味合いもありまして、まず、法律でいえば日本国憲法のような基本的なところを定めるということにしておりまして、詳細については、個別の計画で詳しく計画を立てたり、説明をしていくというようなスタンスで取り組んでおります。

28 ページのストーカー対策について御質問がございましたけれども、これについても、基本的な考え方を述べたものでございまして、詳細については、個別の他の計画等で定めることができると考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

何ともお尋ねのしようがないんですが、意外に想定外というようなところで、めったに起こることでもありませんが、意外にそうは言いながら光市でも同様の事案で、結構テレビが来るような事案というのはたくさんありますので、こういう指針物で出るときには、担当課においては、しっかり対応ができるように、どこから見られてもおかしくないように、組織としての対応をしていただくようお願いをいたします。

以上です。

#### (2) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

#### ○河村委員

せっかくですので、今、LEDの取りかえをやっていただいております。地域からすると大変ありがたいことで、今後の取り扱いについて、ずいぶん楽になるという話ではあります。

今度の新しいリースといいますか、LEDは持ち主はどなたか。一応、ここだけ確認をさせていただきます。

#### ○藤本生活安全課長

リース期間が10年で、10年を過ぎれば光市のものになります。

以上です。

#### ○河村委員

10年までは誰のものですか。

#### ○藤本生活安全課長

貸与を受けた光市が管理するリース会社のものです。

○河村委員

わかりました。

手続き上の問題もいろいろあると思いますが、遺漏のないように、手続きについてはしっかりやっていただけたらと思います。

とりあえず以上です。

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

###### ①議案第 80 号 光市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ②議案第 81 号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～説明

質 疑

○田邊委員

光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例ですが、このことについては報酬審議会にかけたのでしょうか。よろしくお願いします。

○小田総務部次長兼総務課長

本条例については、報酬の額を議案として提出する場合に、審議会を開催するという事に条例上なっておりますので、開催をしておりません。

以上であります。

○田邊委員

市民の中には所得が低い方もおられますので、私としてはいかななものかと思っております。

以上です。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ③議案第 82 号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～説明

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第 83 号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～説明

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第 75 号 平成 28 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）〔所管分〕

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～説明

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

総務に該当するかどうかよくわからないんですがと言うとおかしいんですが、決算書の中で総務費と費目が上がってるんで、恐らく総務に該当するんだろうと思いますが、中には明らかに違うのも入ってるんで、ちょっとできたらこの費目の関係については整理をしていただくと、大変見やすくてありがたいなあと思います。

きのうの時に、出張所の所長さんらがおったから、保全管理やなんかちゅうのはきのうのところに入るんじゃないと思うんですが、公用車の維持管理は総務ですかね。

はい。それでは、今の最近の現状といいますか、どのような形で集中管理をされてい

るのかお尋ねをいたします。

○小田総務部次長兼総務課長

公用車につきましては、全体で 146 台の公用車を市のほうで管理をしております。これが 27 年度の状況であります。

それで、福祉保健部、教育委員会等については、それぞれの所管において、あいぱ一くなり、教育委員会で集中管理をされておると思います。このうち本庁に関しましては、総務のほうで 66 台のうち 15 台の公用車について、集中管理をして適正な運用に努めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

適正な管理というのは、日常点検を含むという考え方でよろしいんですか。日常点検、車の集中管理をするわけですから、月例あるいは日常ということになるわけですが、以前は配車係を置いたりしたときもあったんで、集中管理をしてるなあという意味合いが強かったと思うんですが、今はみんなてんでに使いよるんで、集中管理なのかなあと思うんですが、要するに集中管理をすることで日常点検が漏れてるんじゃないかな、そんな気がするんです。

変な例えを出しちゃあちょっと申しわけないんですけど、社協がマイクロバスを持っています。何ちゅうんですかね、常時乗らない車に該当するんです。そんなときの日常検査とか、あるいは運行管理責任者ちゅうんですか、そういったものについての何か意識が足りないといいますか。その今の日常点検等について、誰が責任を持って、今、やってるのか。集中管理ちゅうのはそういうことじゃろうと、こう思うんですよ。そのあたりちょっと教えてください。

○小田総務部次長兼総務課長

日常点検の重要性について、今、御指摘をいただきましたが、総務にしても集中管理車については、それぞれ、当然その他の車両も含めて日常点検は行うように、それぞれ指導はしておりますが、集中管理車につきましては、特にいろんな職員が使用しますので、その専門、従来みたいに専門職としての配置はしていませんが、総務課のほうで運転業務をしております職員により、全体的な点検管理に努めているところでございます。

特に、本庁に配備している 1 台のバスにつきましては、常日ごろからの点検のほうを、その専門職の方に実施をしていただいております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。まさかとは思いますが、点検記録簿等については完備してるといいますので、よろしくお願いをいたします。

次に、入札についてでございます。一般質問でも入札についての質問がありました。昨年度、ことしも投資的な経費ちゅうのはえらい少ないんで、市内の企業からすれば、行政にあんまり恩恵を受けないというか、結構そっぽを向いてるような印象をちょっと受けます。

以前は、建設業組合とか、協会とかというのがあって、災害時の協定も結んでおったように思うんですが、もしもほんとに災害が起きた時には、今、地域でやるような自主防災とか、そういうもんで役に立たない。役に立たんという言い方はおかしいですね。生命を守るという意味からすれば、十分な役目を果たすんですが、大きな災害時の、例えば車を通行する支障がある時に、そういった対応ができるかどうかということを含めて、いろんな方、いろんな団体の御協力をいただくんやいけんということもあるんで、入札制度をある意味で言えば指定と言いますか、指名競争入札とか、あるいは市内業者に限定をするような一般競争入札とか。

何かいろんなことを考えてやらないと、そういうふうな災害時の応急的な処置にまで結びつかないような気がするんです。

以前ですと、そういう協会なんかがあれば、安全対策でありますとか、労働時間の問題でありますとか、いろんな指導にもつながるようなことができたと思うんですが、そういう指導をするためにも、そういう団体の育成というのは不可欠だと思うんです。そのあたり、どういうふうにお考えなのかお聞かせ願えますか。

#### ○林入札監理課長

事業所の組織化について、防災の観点から事業所組合組織があるということについては、大変重要だと考えておりますが、入札監理課のほうで事業所の組織化について進めるということでありましたら、入札監理課は公共工事の入札を取り扱う所管であり、入札の公平性ということを第一に考えている部署でございます。

業者の組合組織化につきましては、業者の方から自主的に立ち上げていただくように思っております。談合防止の観点からも入札監理課が推進役となって事業所に働きかけるといことは、適切ではないと考えてはおります。

御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○河村委員

入札監理課に、別に働きかけてほしいとも思いませんし、公平、公正という観点をのけてということも全く考えてはおりません。

要は、入札をする際に、そういうふうな市内業者に限定をした、全部というんじゃないんですよ。ある程度はそういうふうな目的を抱えた意識で、そういう入札を実施することが、要は、そういうふうな方向へもっていく素地といいますかね、そういうもっていき方をしないと、なかなかお互い市内におるということで、協力的な関係にはなれないということもあるんで、多少はこれからそういうことを検討しながらやっていただいたらと思います。

県は通常の入札の中で、参加企業の持ち点をもって、要するに入札金額とは別に、その企業のいろんな事業実績であるとか、あるいは地域に対する貢献度でありますとか、そんなことを全部持ち点制にしてプラスアルファをしております。

ある程度そういったものを加えながら実施をすると、多少は市内業者であってよかったなあという思いも出てくるような気がするんで、いろんな観点から配慮されちよるでよと思わせる。それは言葉であっても、配慮されちよるでよと、こういうことになるんで、そういった心遣いをぜひお願いをしたらと思います。

それから、指定管理者でないだ議案が出ておりました。それがええとか悪いとかちゅうんじゃないんですが、以前は指定管理やる時に、そのまま入札をしてやっておりました。

今回は何か点数をつけて、その点数の高いほうとこういうことで、いろんな項目がある中に事業の継続があるかとか、そんなものも現行をやっている企業以外に継続性なんかあるわけないんで、そうすると明らかに新規参入業者にとっては不具合と言いますか、不利な状況が生じてるんで、例えば 600 点満点というものをつけるとしたら、6割の360 点はこれが基準点ですよと。それぞれのものについて基準点を超えてれば、そこで入札をするというのは自然な話なんだろうと思うんです。

あくまでも、きちっとした企業でその事業を実施できる基盤があるとしたら、入札をして最終的には決めると。そうすると公平な入札という形に捉えられると思いますので、そのあたりのところは御配慮いただきたいし、特にその相手が地元の業者であるならば、そのあたりについては当然考慮するというのは自然なことだと、私は思っておりますので、そのあたりについて、御意見があればもちろんでもええですけど。

#### ○森重副市長

今、河村委員さんからもお話がございました。指定管理者制度については、少し総務部所管分ではございませんので、少し切り離させていただいて、入札制度のことでお答えをさせていただきたいと存じます。

誤解があってははいけませんので、改めて議員の皆様にも御説明をさせていただきたいと存じますが、本市の入札制度におきましては、あくまで原則は市内の事業者を対象に実施していくということを前提にしております。しかしながら、先ほど河村委員さんからもお話がございましたとおり、必ずしもそうなっていない部分があるのも事実であります。

それは、我々が事業を行う際に、税金という公金を使って実施をするわけでありまして、競争に見合う事業者の数が足らなかつたり、その事業そのものを市内の事業者が実施できないというようなケースがあるときには、市外の業者にもお願いをしなければならぬという実情があるのは御理解いただきたいと存じます。

それと、我々としては市内の事業者を育成をするという視点も大事でありますことから、そうした視点でしっかり事業の発注にも心がけておりますし、河村委員さんからお話のありました地元を優先したり、地元であるがゆえのさまざまな災害時を含めて、事業者様には御協力もいただかなければなりませんので、そのあたりの配慮は今もしてお

るところでございますが、御提案の趣旨も踏まえて、より適切に対応してまいりたいと存じております。

以上でございます。

#### ○河村委員

わかりました。恐らくそういう情報発信も大切なのでぜひお願いをしたいと思います。

それから、防災のほうへいきます。自主防災の組織率が 94.6%でしたか。96%ぐらいを目標にと言うんですが、この、今、欠けてる 5.何パーセントちゅうのは、どこの部分なのかよくわからないので、光市の連合自治会でも自主防災比率を 100%にしようということで、ここ何年か取り組んできました。

ほとんど恐らく網羅をしたところ思っておるんですが、一部、一部というのは、残ったのは島田なんです、島田地域においてある特定の地域で自治会ができてない所があるんです。そこがあると今のその 5.何%とこういう話なのか、そうでないまだほかの部分ちゅうのがあるのか。それを先に教えてもらっていいですか。

#### ○中尾防災危機管理課長

自主防災の組織率ということでのお尋ねですが、委員、言われますように、島田地域で、一部そういう所もございます。市内では連合自治会で自主防を立ち上げられている所がほとんどですが、その中で自治会に入っておられる方と入っていらっしゃらない方を全部含めている所と、自治会に入っておられない方は外されているところがありまして、そういう数字になっております。

#### ○河村委員

今の自主防災のほうに要援護者名簿をいただいたりする中で、地域全般のそういった自分で避難できない人についての対応策というのを考えたりしてるんで、連合自治会が関わって設立した所においてはほぼ 100%間違いないんですが、一定の地域において、そういう形ができない所について、どういうこれから対応を考えておられるのか。

今までやってきたのは、単に補助金つけてやってきただけなんです。それはちょうどありがたい話じゃから、それに乗っかってやらしていただいたというのもあるんですけど、本来はどういうふうにして 100%へもっていかうかという、その考えるところ。防災危機管理課ちゅうのは、そういうところももってないと前に進まないところですよ。そういうお考えがあんまり見えてこない。

補助金を使わしてもらっても、使わしちゃうという。そうじゃないんです。補助金ちゅうのはいろんなことを、行事をやらしてもらうために制度ですから、ぜひ使うてくださいという、もうはなから対応の差がそこへ出ているんですよ。そういう考え方を前面に出していかないと 100%に達成することが難しいと思っております。

そのためにどうすればなるかという考え方は、ある程度発信をしていただいて、進めてほしいんですが、そのことについて先に御意見もろうてええですか。

### ○中尾防災危機管理課長

委員さん言われますように、補助金に対しての対応と申しますか、100%にするためにはどうしたらいいのかということでのお尋ねですが、確かに委員、言われますように、補助金という形で、現在、実施をさせていただいている事業でございます。

補助金をということで、お金をお支払するということでもありますので、事前に申請をいただいて、実施された内容がその内容と合致すればお支払いすることとしています。

### ○河村委員

目的は、いろんな訓練をすることで、防災力を高めようというその目的が一義にあると思いますので、そのあたりのところは情報発信の中身として持っておいていただくと助かります。

それから、公助という面ですね。互助、共助というのを、ある意味で言えばそういった地域のほうでいろんな形で担っておるわけですが、行政、市役所がやる公助というのが見えないんですよ。

通常なら、3日ほどどねえかすりゃあ救助来るよと。最近は何か南海トラフじゃあ1週間もと、こういうような話がありますが、生存率から考えても72時間ちゅうのは限度。地域のほうでそういった非常食を自分で備えるとか。そういうことも含めてもね。

そうすると、3日、72時間以内にどうやったら公助ができるかという問題の整理が発信力として何にもない、今の状態は。だから、それをもうちょっとまとめて、早く発信をしてほしいと。これ要望でええですからね。

それから、こないだ東北のほうでまた地震があった時に、津波の警報が出ましたよね。いろいろ見てる中でも、1時間たった時に状況はどうかと。大方みんな片がついてる状況だったと思うんです。

今、こないだも新聞で読む限りですけども、6km以内って言われたかな。駆けつけというかができるという。通常、駆けつけは30分なんです。2km圏内、歩いてそういう対応ができる。危機管理の対応ができる人というのがどの程度おるのか。何かあった時に、いやいや私は20km離れたところから、あるいは6km離れちゃったって、もしも車が来れんちゅうことになったら、そういうわけにはいかないんですいね。

だから、通常、駆けつけは30分ということであれば、2km圏内にどの程度の配置ができて、例えば防災の課長とか、その担当が一番重要だとすれば、その重要な人は、今の2km圏内に配置ができるような、そういうその体制ちゅうのは必要だと思いますので、ちょっとそういうこともひっくるめて発信力が足りないと思います。要望でええですからね。

それから、保存食の備蓄なんです。27年度末において3,050食というふうになっておりました。以前から地域を分けて備蓄してほしいという話もさしていただいて、何かもうできたような話もちよろっと聞きましたが、地域でまだどこに何をというのが伝わっておりませんので、例えば光井地区で言うとスポーツ公園に備蓄をところ話をされたんですが、スポーツ公園の今の管理棟は耐震もやってないし、備蓄をするのに適当でないような気もせんでもないんですが、何かすごい中途半端な状況なんで、1回出前

講座でもええですし何でもええですから、その地域の中で、例えば光井で言えば光井小学校だというような考え方で、そういう備蓄品、あるいは非常のいろんな器具についても、そういうところで保管するというような。

何かをやった時に、みんなに周知をすることが大事なんで、一緒にそういう方法はとられんと、どうも片一方だけが走って、「いや、そんなことはありません。こういうふうにします」という話だったと思うんです。

私は、自分のできる範囲内で日赤の会議でもこういう話はずっとしてきたんで、ぜひしっかりとその地域に合った非常食、備蓄品程度は確保して、わかるように整理をしていただいたらと思います。

それから、もう1個、防災行政無線については、どこ行ってもというか、私の所も訓練する中で、ほとんどの地域が聞こえないというケースがたくさんあって、いやいや、1410に回したらと。何か話が違いやせんかと。

やっぱり一番は声は聞こえんでも、例えばサイレンでもなんでも。じゃあそういう非常の電話を利用するためのわかりやすいもので、一番ええのはラジオに直結するような防災無線じゃったら一番えかったわけですが、ないものねだりをしてもしょうがないんで、その聞こえないという、私ん所はこっから100mかそこらですけど聞こえませんか。

だから、条件によってももちろん違いますし、最近の新しい家は気密性の高い多いんで、なかなか聞き取ることは難しいと思うんで、その対応は早くから検討しないと、結構、お金がかかる話じゃから、最終的には大変な時間がかかりますから、早目にぜひ対応を考えていただきたいと。これも要望にしておきますので、ぜひ今後よろしく願いいたします。

それと、最後に、済いません。せつかく大和の方がいらっしゃってるんで、大和地域の基盤整備について、どのように、今、御意見をお持ちか聞いてもええですか。

○委員長

そこ回答できますか。

○河村委員

できるじゃろう。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○山田大和支所長

大和支所におりまして伺っておりますものから申しますと、塩田地区の水問題というのを今年になりまして伺っております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、下水道とかどの程度の範囲が区域になってるかちゅうの今わかりませんが、そういったものについての余り認識はありませんね。

○山田大和支所長

下水に関してはここ何年も、私は伺っておりません。

○河村委員

できれば、もうちょっと出かけて行くような体制が要るんだと思います。

今、昔からの町内会がありますよね。所によっては半年で交代をすると、町内会長さんをね。要は、嫌というか、面倒とかそんなことを含めて、皆さんがお持ちなんで、心をね。

だから、できれば2年でも、3年でも、5年でも、10年でもやっていただけるような体制づくりが必要なんだと思うんです。今のように、もう半年でと言うたらね、1回ちょっと出たら、はあそれでやらんちゅうことなんですよ。それじゃあ、地域に住んでる人たちにとっていいはずがないんでね。

そのあたりのところも、行政のほうでコミュニティと連携をしながら、ぜひ1年は最低でももっていただけるように。あるいはそれがうまくいけば、2年ももっていただけるような、そういう自治会長になった人が、ほんとは困らんようにお手伝いをしてさしあげたら、そんなことはならんはずなんですいいね。

じゃけえ、わしもやりたいでよとこう思うてもらえるような地域づくりを進めていただいたらと思いますので、お願いしときますので。

以上です。

○仲山委員

今、防災のお話が出たので、常々感じているところを聞いてみたいと思います。

自主防災組織、今、95%近い組織率まで大急ぎで皆さんはっぱをかけて、今、つくっていただいたというか、つくられたという状態だと思うんですけども、自分の町内の防災の活動通じて、あるいは身近な町内あたりのことを見ていて、最初がいいんですけども、なかなかその後の活動がはかばかしくないと。実際にはほとんど何もやってないというような町内も多いかと聞いております。

そのあたりの活動状況について、何か把握するようなことはしてらっしゃるのかどうか、まず、お伺いしたいと思います。

○中尾防災危機管理課長

活動状況ということでのお尋ねですが、これにつきましては、毎年、自主防災組織のリーダー研修会を実施しておりまして、その中でアンケートをさせていただいております。

○仲山委員

リーダー研修会ってというのは、それこそ 95%近い自主防災会の方ほとんどが出てこられるということは、想像しにくいんですけども、出てこられるところは、まず、やる気がある所ですよ。やる気のあるところでのアンケートですので、それ以外の所のまでは把握しにくいかなと思うんですけども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

アンケートにつきましては、全ての自主防災組織に、郵送をさせていただき、回答をいただくこととしております。

○仲山委員

回収率はどれぐらいでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

回収率ということでお尋ねですが、今、手元に資料がございません。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中尾防災危機管理課長

資料が整いませんので、後日お知らせします。

○仲山委員

アンケートの率が問題なわけではないんです。要は、把握に努めてらっしゃることはわかりました。

ただ、ほんとに知りたいのは、その活動を余りしていない所の状況だと思いますので、もうちょっと違った調べ方も必要なんじゃないかということが1点。

それから、その活動状況、恐らくですけども、調べてみると恐らくここ二、三年で少し落ちてきてるだろうということが、実態見えてくるんじゃないかと思われるんですけども、そのあたり、片方では公助のほうの充実を図ること大事でしょうけども、地域の共助、あるいは隣同士の互助というあたりの取り組みというか、姿勢というか、心構えというか、その辺の継続というのが防災の地元でのというか、ほんとの現場での力となると思いますので、そのあたりをモチベーションというか、その意欲というか、それを続けるための何か仕掛けを考えていく必要があるんじゃないかと。

僕は、まだ調べてませんが、また、調べてみて提案なりできたらいいなとは思ってますけれども、そのあたりほっとくと何かほんとにしゅんとしてしまいそうな状況だと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、先日というか、先だって11月でしたかね。防災会議というのが行われました。あれが公助の体制の確認のようなものかなと思うんですけども、私、防災士に一応なって、自主防災、市のほうのアドバイザーになっています。

それから、自治会のほうの防災会の代表をやったこともありますけれども、その間

も恐らく毎年防災会議は行われていただろうと思うんですけど、公助の体制を確認する、あるいは公助で少しずつ改善を重ねていってると。そういった状況のニュースというか、お知らせがほとんど自主防災会のほうには来ていませんでした。そういうことが行われていることすら知りませんでした。

見えにくいというのは、先ほどの指摘もありましたけれども、少し市全体の防災の備えのあり方。そんな中で、自分たちの役割というようなところが見えてくるように、進める必要があるんじゃないかなということを感じております。その辺について努力をいただければと思います。

以上です。

質 疑：なし